

# [まちづくり推進]課 行政経営計画書 (総括表)

## ■事務事業の総括

No.	事務事業名	様式 区分	R3 年度計画額 (単位: 千円)		R3 年度必要人工	
			計画額	内特定財源	職員	会計年度 任用職員
1	都市計画推進事業	A	1,797	84	0.5	0.1
2	住環境整備事業	A	11,379	8,453	0.5	0.2
3	開発・建築事務事業	B	0	0	0.5	0.1
4	タイプ・モーション事業	A	6,890	0	0.7	0.2
5	農業委員会事業	B	5,528	2,720	1.3	0.1
6	農業振興事業	A	16,114	6,180	1.2	0.2
7	農業法人設立事業	A	1,000	0	1.0	0.0
8	観光振興事業	B	6,431	0	0.3	0.1
合 計			49,139	17,437	6.0	1.0

## ■特記事項

# 令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	1
事業名	都市計画推進事業		

## ■基礎情報

目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの策定・見直し</li> <li>・都市計画審議会の運営</li> <li>・都市計画基礎調査の実施</li> <li>・都市計画基本図の作成、修正</li> <li>・生産緑地関係事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画関連協議会事務</li> <li>・国土利用計画法に基づく届出等事務</li> <li>・測量法に基づく公共基準点管理</li> <li>・その他都市計画推進に関する事務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランにおいては、平成22年度に都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」として、20年後（令和12年）の将来のまちづくりについての目標や将来像を定めている。これまで、未来の土地利用プロジェクトの検討結果を踏まえ、本町の交通利便性に優れた特性を活かし、より効果的な土地利用を実現するため、新たに工業ゾーンを追加する見直しを平成28年度、平成30年度及び令和元年度にそれぞれ行うなど、工業系の土地利用を推進する地域と周辺環境に配慮した土地利用を行う地域の見直しを実施した。 また、令和2年度、当初策定（平成22年度）から10年が経過したため、市街化区域の規模や道路、下水道等の整備状況についても策定当時から変化していることから、特に公園・緑地に係る都市計画について、その後の整備状況等を踏まえた中間見直しを行うとともに、大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内に役場南ひろばを整備することに係る都市計画変更に伴う見直しを実施した。 しかしながら、都市計画マスタープランで工業系の土地利用を行う工業ゾーンと位置付けている区域において、企業誘致を行う場合に開発要件を満たすことが困難で工場立地計画が進まない場合があることから、企業誘致を進める上での課題となっており、また刻々と周辺環境や経済状況が変動する中で、将来を見据えた土地利用計画の見直しを進めていく必要がある。</li> <li>・平成5年11月に指定した生産緑地については、令和5年に指定後30年を経過することから、令和元年度、特定生産緑地に指定しない旨の町の方針を生産緑地所有者に説明した中で、概ね制度に対する理解と税負担の公平性についての理解は得られたが、生産緑地所有者の世代交代や土地利用意向など、それぞれ状況や考え方が異なることから、令和2年度に引き続き、地権者に丁寧に説明していく必要がある。</li> </ul>	

令和3年度の 目標又は 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める中で、開発要件を満たすことが困難な具体的な工場立地計画に対して、地区計画の都市計画決定及び都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行うとともに、都市計画マスタープランの見直しについても、市街化区域の規模や道路、下水道等の市街化整備の状況について検証し、刻々と周辺環境や経済状況が変動する中で、将来を見据えた土地利用計画の見直しを行う。</li> <li>令和5年までの間、生産緑地所有者の状況や考え方は日々変わっていく可能性があるため、生産緑地買取申出、行為制限解除等の相談や特定生産緑地指定に関する要望に対しては、これまで同様、生産緑地所有者一人ひとりの状況や相談等の内容に応じ、町の方針に理解が得られるよう丁寧な説明と対応をしていく。</li> </ul>
-----------------------	---

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第2節	生活基盤				
成果指標	・市街化区域内の低・未利用地面積割合						
H25 実績値	H30 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
2.2%	1.8%	1.7%	1.7%	-	-	-	1.5%

成果指標	地籍調査の進捗率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
97.7%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

## ■3年間の目標

目標	(この表は斜線で消されています)					
	項目(単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	都市計画基礎調査 ・ 11 建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ 11-1-1 建物利用現況（標準項目）に係る調書及び図面の作成 ・ 15 宅地開発の状況及び建築の動態並びに低未利用土地及び空家等の状況 15-4 地区別新築状況に係る調書及び図面の作成
R5 年度	都市計画基礎調査 ・ 5 土地利用 5-2 土地利用現況（土地利用別面積）に係る調書及び図面の作成

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	・ 都市計画基礎調査 業務委託発注
12	・ 都市計画基礎調査 完了
1	・ 都市計画基礎調査 県報告
随時	・ 尾張都市計画生産緑地地区の変更（大口町決定）事務 ・ 都市計画マスタープラン一部改訂事務（土地利用計画の見直し・企業誘致） ・ 都市計画審議会の開催・運営

## ■ 事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	1,312	1,699	1,797
（内特定財源）		千円		77	84
人工	職員	人工	0.7	0.8	0.5
	会計年度 任用職員	人工	0.5	0.2	0.1
	計	人工	1.2	1.0	0.6

## ■ 令和3年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金額	備考（充当先等）
土木関係証明手数料	36	8-3-1(03) 都市計画推進事業
土地取引規制等市町村事務費交付金	18	8-3-1(03) 都市計画推進事業
図面、用紙等売払収入	30	8-3-1(03) 都市計画推進事業
合計	84	

## ■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
都市計画基礎調査委託料	1,496	1,496	愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基礎調査(R3年度からR7年度)※最終年まとめ(調査項目なし)
都市計画マスタープラン改訂業務	0	△1,408	R2年度に実施した都市計画マスタープランの中間見直しが完了したため皆減(20年計画、R12年度全体見直し)

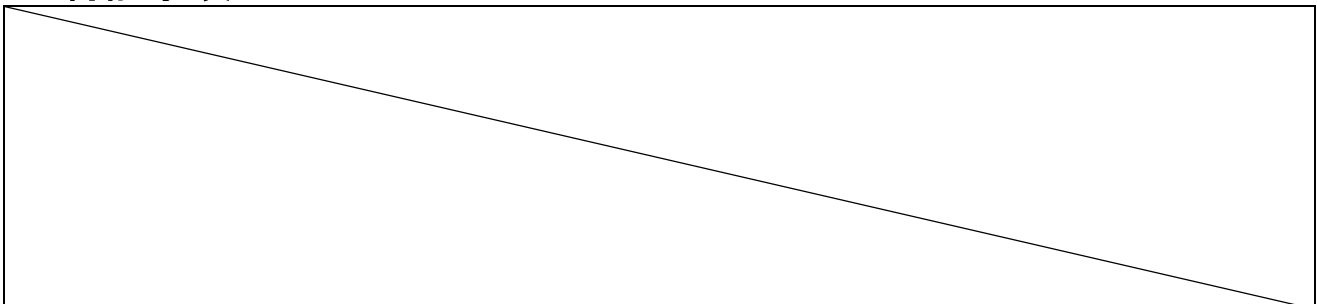
## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める中で、開発要件を満たすことが困難な具体的な工場立地計画に対して、大屋敷二丁目地内及び仲沖二丁目地内において都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを2件行う一方で、農業振興を図る区域として位置付けた方が土地利用として適切な区域については、都市計画マスタープランの見直しにおいて農業地として位置付けた。
- ・生産緑地地区については、令和5年11月に当初指定後30年が経過することを踏まえ、説明を求められた生産緑地所有者に対し、特定生産緑地には指定しないとした町の方針を説明するとともに、個別に生産緑地買取申出、行為制限解除に係る手続きについて丁寧に説明しながら2件約0.6haの面積及び1団地の減少に伴う尾張都市計画生産緑地地区の変更を行った。

## ■評価

- ・都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める企業支援課と連携し、都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行うことで、町内企業1件の工場立地計画の実現に一步近づけることができた。また、都市計画マスタープランについては、工場立地と農業振興の両側面から、適切な区域を選定しながら土地利用方針への位置付けを行うことができた。
- ・生産緑地地区については、特定生産緑地には指定しないとした町の方針が、生産緑地所有者の個別相談の中で生産緑地買取申出及び行為制限解除に結び付けることができたため、これまで説明したすべての生産緑地所有者の合意が得られることとなった。また、2件約0.6haの面積及び1団地の減少に伴う尾張都市計画生産緑地地区の変更手続きに関し、縦覧から都市計画決定告示までの都市計画法に規定される一連の手続きを適正及び迅速に行うことができた。

## ■特記事項



# 令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	2
事業名	住環境整備事業		

## ■基礎情報

目的	<p>大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。</p> <p>また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅耐震改修及び減災化促進業務</li> <li>・ 建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険ブロック塀撤去促進業務</li> <li>・ 空家対策業務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅耐震化及び減災化促進業務、建築物耐震促進業務については、これまでの「大口町建築物耐震化促進計画」と毎年のアクションプログラムに基づき、旧耐震基準の木造住宅の耐震化及び減災化を促進する補助制度により、所有者に対し周知啓発を行っているが、申込件数が伸び悩んでいる。</li> <li>・ 危険ブロック塀撤去促進業務については、これまでに直接チラシを配付した危険なブロック塀の所有者からの無料診断の申し込みはあるが、撤去に至るものが少ない。 令和2年度をもってブロック塀等の無料診断事業が終了し、撤去費補助事業も令和3年度に終了することから、危険ブロック塀の撤去促進を一層図る必要がある。</li> <li>・ 空家対策業務については、地域住民等からの情報提供により、その都度所有者に対して適正な管理を依頼しているが、遠方にお住いの所有者も多いため、日常的な庭木の繁茂や家屋破損による飛散の恐れなど、地域住民等から苦情や相談が寄せられているが、速やかな対応が困難な状況が続いている。</li> </ul>	
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度に一部改訂した「大口町建築物耐震化促進計画」に基づき、旧基準木造住宅の所有者や危険なブロック塀の所有者に対し、地震に対する安全性の向上と災害に強い地域社会の形成のために補助制度の周知啓発を行い、積極的且つ早急な対策が講じられるよう個別案内等の有効な手続きを実施する。</li> <li>・ 空家は把握しているもののほか、新規で情報提供を受けるものもあり、その都度所有者の特定を行い、適正な管理を依頼していく。また、民間協定先との連携により、所有者が空き家の活用や適正な管理についてのアドバイスが受けられるように連携を強化する。更には、相続等により所有者が遠方にお住まいの場合、空家の維持管理が困難なケースも散見されるため、所有者と地域自治組織等の地域住民団体を結び付け、空家の適正管理を依頼できるような仕組みづくりの構築も検討していく。</li> </ul>	

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第2節	生活基盤				
成果指標	住宅の耐震化率						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
77.0%	-	95.0%	90.0%	-	-	-	95.0%

成果指標	木造住宅耐震診断補助累計件数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
412件	547件	462件	485	508	531	554	577件

成果指標	木造住宅耐震改修補助累計件数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
29件	47件	39件	43	47	51	55	59件

## ■ 3年間の目標

目標	(この表は斜線が入っており、具体的な目標内容が記載されていません)					
	項目(単位)	R1実績	R2計画	R3目標	R4目標	R5目標

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策の強化 空家等の所有者に対する戸別訪問を行い、補助制度や空家バンク等の説明を実施するとともに、空家等の適正管理についても周知啓発を実施する。</li> <li>・旧基準木造住宅の耐震化の推進 旧基準木造住宅の耐震診断、耐震改修及び除却に関する補助制度等の周知啓発を実施する。</li> </ul>

R5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策の強化 R4 年度に実施した空家等の所有者に対する戸別訪問の結果をもとに、補助制度を利用した空家等の活用又は除却を推進するとともに、空家等の適正管理についても周知啓発を実施する。</li> <li>・旧基準木造住宅の耐震化の推進 旧基準木造住宅の耐震診断、耐震改修及び除却に関する補助制度等の周知啓発を実施する。</li> </ul>
-------	--

### ■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に耐震診断やブロック塀の無料診断を受けた所有者に対し、耐震改修やブロック塀等撤去費補助制度の案内を送付する。</li> <li>・広報掲載（耐震関連補助制度・ブロック塀等撤去費補助制度・空家対策関連制度）</li> <li>・空家等対策協議会の開催（年2回程度）</li> </ul>
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家現地確認</li> <li>・空家適正管理依頼</li> </ul>

### ■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	5,542	28,739	16,851
（内特定財源）		千円		19,585	11,808
人工	職員	人工	1.1	0.7	0.7
	会計年度 任用職員	人工	0.6	0.1	0.1
	計	人工	1.7	0.8	0.8



## ■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 (耐震診断)	472	8-3-7(03)住環境整備事業
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 (耐震改修・段階的耐震改修・耐震シェルター等・木造住宅除却・ ブロック塀等撤去)	5,100	8-3-7(03)住環境整備事業
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費 補助金(耐震診断)	236	8-3-7(03)住環境整備事業
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費 補助金(耐震改修・段階的耐震改修・耐震シェルター等・木造 住宅除却・ブロック塀等撤去)	2,550	8-3-7(03)住環境整備事業
空き家対策総合支援事業	2,300	8-3-7(03)住環境整備事業
愛知県空家等対策推進事業	1,150	8-3-7(03)住環境整備事業
合計	11,808	

## ■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
耐震化促進計画策定	0	△3,800	R2年度耐震化促進計画改定による皆減
ブロック塀無料診断	0	△550	制度廃止のため皆減
木造住宅耐震改修費	6,200	△6,500	制度利用実態に応じた減額 ・耐震改修件数・・・10戸→5戸 ・段階的耐震改修件数・・・2戸→1戸 ・耐震シェルター等件数・・・5戸→2戸

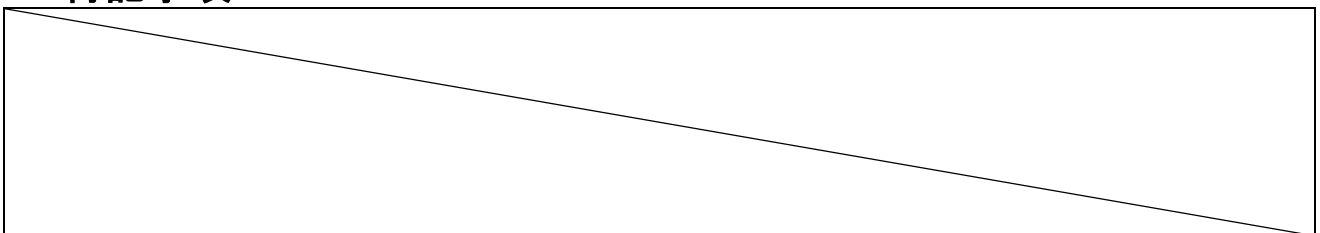
## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 旧基準木造住宅の所有者や危険なブロック塀の所有者に対し、昨年度に引き続き広報誌やHPによる補助制度の周知啓発を行った。特に、県尾張建設事務所の職員とともに重点対策区域（住宅密集地）にあるブロック塀14件のフォローアップ点検を令和3年6月に実施し現状を把握するとともに、今年度、ブロック塀撤去費補助事業が最終年度を迎えることから、過去にブロック塀の無料診断を受けたものの、未だ撤去されていないブロック塀の所有者に対し個別に補助制度を案内した（令和3年6月：183件、令和3年12月：173件）。加えて、令和3年12月には、広報無線で事業が終了することを周知し、積極的且つ早急な対策が講じられるようブロック塀の所有者に対し発信した。
- ・ 空家等が放置され、管理不全な状態になることを防止するため、一般社団法人アクティバルと公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンターと空家等の適正な管理の推進に関する協定を8月に締結し、遠方にお住まいであったり、高齢により管理することができない空家の所有者が、直接管理を依頼できるような仕組みづくりを行った。また、令和2年度に把握した空家69件について、一般社団法人アクティバルに点検調査業務を委託し空家の実態把握を行った。更には、令和4年2月に空家の所有者127件に対し個別に空家実態調査（アンケート）を実施するとともに、空家活用改修や除却に対する補助制度の周知啓発を行った。空家等対策協議会については、コロナ禍において書面開催となったが、協定を締結した旨の報告や空家の実態についての報告、その他空家対策に関する取組を書面にて説明し、委員の皆さんに審議してもらい、それぞれ意見をもらい集約した。

## ■ 評価

- ・ 旧基準木造住宅の耐震診断については8件の申請があった。補助制度の利用者は耐震改修が6件、除却が4件であり、ここ数年間と比較して利用者が増加した。これは、これまで継続して補助制度のPRをしてきた成果であるため、引き続きPRしていきたい。ブロック塀の撤去については、補助事業が最終年度を迎え、制度開始以来最も多い23件の利用があったことは積極的なPRを実施した結果であると評価できる。  
ブロック塀撤去費補助事業は令和3年度をもって終了したが、危険と思われるブロック塀がすべてなくなったわけではないため、危険と思われるブロック塀の所有者に対し、引き続き撤去や改修の必要性についてPRしていく必要があると考える。
- ・ 空家対策については、新たな取組として締結した空家等の適正な管理の推進に関する協定により、これまで空家の管理に困っていた所有者にとって、直接管理を依頼することができる窓口が増えたことは、空家の適正管理という点においては非常に期待できるものであり、また一般社団法人に委託して実施した空家の点検調査業務についても、今後毎年実施する中で、調査結果を踏まえながら空家の問題解決につなげることができる取組として、空家等対策協議会委員から評価が得られた。  
令和3年度、空家活用改修や除却に係る補助制度の利用がなかったため、従来のPR方法だけでなく、令和4年2月に実施した空家実態調査（アンケート）の結果、個別に補助制度等の説明を希望された空家の所有者に対し直接職員が訪問し説明しながら、個々に応じた補助制度の提案や空き家バンクへの登録に結び付けていきたいと考える。

## ■ 特記事項



# 令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	3
事業名	開発・建築事務事業		

## ■基礎情報

目的	<p>秩序ある町の発展を期するため、関係法令に定めるもののほか、住宅地等の開発について一定基準を定めた大口町宅地開発等に関する指導要綱などに基づき良好な生活環境の整備を図るための事務手続き等を行う。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発、建築に係る相談窓口、申請等の受付事務</li> <li>・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく指導</li> <li>・ 建築確認申請の受付</li> <li>・ 開発、建築許可の受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設整備計画届出の受付</li> <li>・ 建築リサイクル法に基づく届出</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱については、近隣関係者に悪影響を及ぼさないよう関係機関、部署と連携し、良好な環境を保つ事業計画となるよう指導に努めているが、対象案件に係る事前の打合せ協議を各担当課と事業者が行う際に、その打合せ協議内容について、協議漏れや内容が不十分である場合や関係課間で内容に対する認識が相違する場合が散見される。こうした場合、円滑な事務の遂行を妨げる原因になるだけでなく、事業者によっては事前の打合せ協議から事業計画を立案しているため、事業計画の変更を生じさせる等の影響を及ぼす可能性があるため、指導項目や内容について統一する必要がある。</li> </ul>	
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る各担当課の事前の打合せ協議内容については、的確な指導となるよう各担当課と意見交換を行い、指導項目、内容について整理する。その結果として必要がある場合には、要綱の一部を改正することも検討する。</li> </ul>	

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第2節	生活基盤				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■3年間の目標

目標	・正確かつ迅速な事務手続きを行う。					
項目(単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標	

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・正確かつ迅速な事務手続きを行う。
R5 年度	・正確かつ迅速な事務手続きを行う。

## ■作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例の相談窓口、申請等の受付事務、申請書類の県への進達事務</li> <li>・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 毎月末閉め、翌月中旬に宅地開発審査会を開催</li> </ul>
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発及び建築許可申請等に関する相談対応</li> </ul>

## ■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	0	0	0
(内特定財源)		千円	0	0	0
人工	職員	人工	0.6	0.7	0.5
	会計年度 任用職員	人工	0.5	0.1	0.1
	計	人工	1.1	0.8	0.6

## ■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
合計		

## ■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

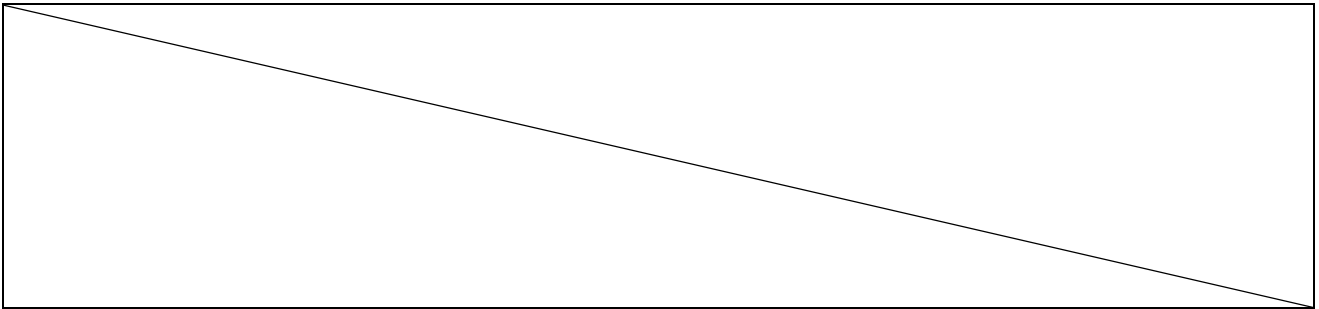
## ■目標又は改善策に対する取組内容

- 令和2年度に各担当課と意見交換を行った結果、大口町宅地開発等に関する指導要綱に掲げる指導項目や内容について、ある程度の整理はできていたが、その後、目標に掲げていた要綱の一部改正を含めた検証を行うことができず、要綱の一部改正にも着手することができなかった。要綱の一部改正により項目や内容を明記することはできなかったものの、防犯・防災に強いまちづくり等、まちの将来像を見据えた指導や協力要請は、町の方針として引き続き開発行為を行う事業者に行った。

## ■ 評価

- ・ 目標に掲げていた要綱の一部改正を含めた詳細検証、更には要綱の一部改正に着手できなかったことは反省すべきものとして、令和4年度中には実態に則した指導項目や内容を検証し、必要と判断した場合には要綱の一部改正を行っていきたい。しかしながら、防犯・防災に強いまちづくり等、まちの将来像を見据えた指導や協力要請の必要性や町の方針を丁寧に説明する中で、多くの事業者の賛同が得られ、事業計画に必要な防犯灯の設置等に協力してもらえたことは、一定の成果が得られたものと評価できる。

## ■ 特記事項



# 令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	4
事業名	シティプロモーション事業		

## ■基礎情報

目的	<p>持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちの魅力を発見する事業に係る事務</li> <li>・ まちの魅力を発信する事業に係る事務</li> <li>・ まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす事業に係る事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業とまち・人をつなぐ事業に係る事務</li> <li>・ ゆかりのある人とつながる事業に係る事務</li> <li>・ 受け入れる環境を整える事業に係る事務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロモーション戦略第2期「まちとひとをつなげるプロモーション」の1年目として、第1期を継承しながら新たに「企業とまち・ひとをつなぐ」戦略に取り組んだ。令和2年度から実施した町内企業の代表者をリレー形式で紹介する「社長リレーインタビュー」については、プロモーション事業を協働で進めるまちねっと大口とおおぐち宣伝部が主体となり、当日のインタビューから広報の記事作成までを担いながら、住民目線での企業紹介を行っているが、リレーする際の趣旨説明や日程調整が課題である。また、町立小学校の児童を対象としたプロモーション事業については、小学校、企業及び団体の協力のもと、総合的な学習の時間を当ててもらい、令和2年度では2校で実施することができた。これまで、各学校長をはじめ教職員はもちろん、学習した児童からも好評を得ているが、更に本町の魅力を知ってもらうため、これまでに実施したテーマだけでなく、他のテーマを開拓し事業を展開する必要がある。</li> <li>・ しかしながら、プロモーション事業においては、人を集めて実施することでより効果が得られる事業も少なくない中で、この度の新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、今後停滞、低迷していくことが懸念される。</li> <li>・ プロモーション事業と関連性の高い観光振興事業については、観光資源が乏しい町であるが、あらゆる観光資源を発掘しながら、本町の魅力を町内外に発信していく必要がある。</li> <li>・ 移住・定住支援補助金制度については、ホームページからの情報入手が多く、人生の節目での定住を考える若い世代も多いことから、年度途中で予算枠に達しないよう適正な予算措置を講じるとともに、本町に所縁ある若い世代の移住・定住支援のため、町内在住の親世代に周知するだけでなく、企業とも連携しながら事業を進める必要がある。</li> </ul>	

令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期の2年目として、令和2年度から始めた事業の継続と評価を行いながら、まちなっと大口及びおおぐち宣伝部が主体となってプロモーション事業を進めていけるよう支援するとともに、企業との連携を密にしながら町と企業、町と町内企業に勤務する若い世代等を結び付ける取組を実施する。もちろん、こうした取組においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、時期を見極めながら事業を展開していけるよう情報の把握にも努める。</li> <li>観光振興事業との関連を整理しながら、まちなっと大口及びおおぐち宣伝部と共に観光資源を発掘し、プロモーション事業に反映させる取組を実施する。</li> <li>移住・定住支援補助金制度については、同居近居を希望する若者や町内企業の在勤者のニーズがあるため、前年までの相談件数を考慮する等、適正な予算措置を講じるとともに、町内在住の親世代向け、あるいは在勤企業向けの制度周知に取り組む。</li> </ul>
---------------	---

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第3節	情報発信・共有				
成果指標	町ホームページによる情報提供への満足度						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
62.2%	64.3%	65.0%	65.0%	-	-	-	70.0%

## ■3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民がまちを知り尽くし、まちを使って楽しんでいる。</li> <li>住民が企業の魅力を語るができる。</li> </ul>				
項目(単位)	R1実績	R2計画	R3目標	R4目標	R5目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者	6件	6件	6件	6件	6件
在勤者定住支援補助金の利用者	6件	6件	6件	6件	6件

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	第2期の3年目 <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設や空間をつかった街を楽しむ機会を増やすイベントの開催</li> <li>第3期アクションプランの作成</li> </ul>
R5年度	第3期の1年目 <ul style="list-style-type: none"> <li>大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション</li> <li>アクションプランの進捗管理</li> </ul>



## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの魅力発信協働委託 「おおぐち宣伝部」との定例会議（月1回程度）で、第2期アクションプランの進め方を話し合いながら、年間活動計画を立てて開催する。</li> <li>・金助桜まつりにてPR</li> <li>・れんげまつりにてPR</li> </ul>
6~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力発見ツアーの企画と実施（2回程度）</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいまつりにてPR</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式にてPR</li> </ul>
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の授業に合わせたPR</li> </ul>

## ■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	3,948	6,920	7,082
（内特定財源）		千円	0	0	0
人工	職員	人工	1.0	0.9	0.9
	会計年度 任用職員	人工	0.2	0.2	0.2
	計	人工	1.2	1.1	1.1

## ■令和3年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金額	備考（充当先等）
合計		

## ■令和3年度計画額の主な増減

（新たな取組、臨時経費、廃止項目等）

（単位：千円）

項目（科目等）	計画額	増減額	内容

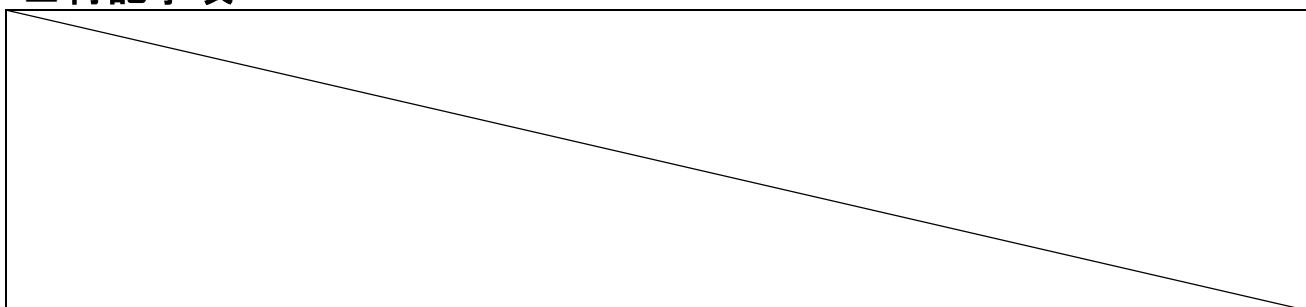
## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 第2期の2年目として、令和2年度から始めた事業の継続と評価を行いながら、まちなつと大口及びおおぐち宣伝部が主体となってプロモーション事業を進めていけるようコロナ禍においてもWEB開催による会議を実施した。また、企業との連携を図るため、令和2年度から実施している社長リレーを継続して行った。更には、目標に掲げていた新規事業として、まちの魅力発信のためのWebページを開設するため、HP開発事業者とまちなつと大口とともに打ち合わせを重ねた。
- ・ 令和元年度から始めた移住・定住支援補助金制度については、3年目を迎える中で広く認知されたこともあり、同居や近居を希望する若者や町内企業の在勤者の申請件数を想定しながら増額補正による予算措置を講じた。

## ■評価

- ・ WEB開催によるプロモーション会議を実施したことで、途切れることなくまちネット大口とおおぐち宣伝部との連携ができた。また、コロナ禍ではあったが、社長リレーを継続したことで多種多様な業種の6名の社長を広報誌で紹介することができた。更には、まちの魅力発信のためのWebページを開設したことで、新たなコンテンツとして違った視点から大口町をPRすることができるようになった。
- ・ 移住・定住支援補助金制度については、相談件数や状況を的確に判断した中で適正な予算措置を講じることができたため、必要とする同居や近居を希望する若者7名や町内企業の在勤者11名の申請に対し補助金の交付決定をすることができた。

## ■特記事項



# 令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	5
事業名	農業委員会事業		

## ■基礎情報

目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地化の未然防止など、健全な委員会運営に努める。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会総会運営</li> <li>・ 農地法関係許可申請</li> <li>・ 農業者年金関係</li> <li>・ 納税猶予関係事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地情報公開システムの構築</li> <li>・ 農地台帳の整備（配布、回収）</li> <li>・ 遊休農地、違反転用パトロール</li> <li>・ 農地の利用状況及び利用意向調査</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者の高齢化及び後継者不足により、年々遊休農地と成り得る農地が増加している。特に、畑地においてその傾向がみられるため、圃場だけでなく、畑地を含めた農地全般について、担い手と農地所有者とのマッチングを図る等して、農地の適正な管理と保全が徹底されるよう促進する必要がある。</li> <li>・ 国が進める農地情報公開システムについて、愛知県内では稼働が遅れている状況下にある。本町は、システムへのデータ移行は済んでいるものの稼働しておらず、国や県の動向を見ながら情報収集し、システム稼働に向けて取り組む必要がある。</li> <li>・ 農地法に基づく農地台帳の整備に加え、他法令等に基づく権利等の設定、遊休農地の把握や意向調査結果の整理等、適法且つ適正な事務処理を行うため、農地台帳システムによる一元管理が必要である。</li> </ul>	
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊休農地解消のため、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを強化し、その後の指導の徹底を図る。また、指導にあたっては、所有者の意向調査を実施し、農地の集約化に向けた情報提供と折衝を行うことで、農地の適正な管理と保全につなげる。</li> <li>・ 農地情報公開システムへの稼働には、データの更新、遊休農地データの追加等手続きが必要である。近隣市町の農業委員会と調整を図り、愛知県農業会議等に相談しながらシステム稼働に向けて検討していく。</li> <li>・ 町内農地に関する様々な情報を一元管理できるよう、農地台帳システムの見直しと検証を行う。</li> </ul>	

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第2節	産業・経済				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■3年間の目標

目標	・農地法に基づく許可申請等について、正確かつ迅速な事務処理を徹底する。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・農地法に基づく許可申請等について、正確かつ迅速な事務処理を徹底する。
R5 年度	・農地法に基づく許可申請等について、正確かつ迅速な事務処理を徹底する。

## ■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
毎月	・大口町農業委員会総会の開催
4	・委員会活動計画の策定（HPによる公表）（～5月）
6	・農業者年金現況届の回収（年金受給者の現況チェック）
7	・納税猶予（税務署からの通知者）現地確認（事務局）
8	・農地パトロールの実施（委員、推進委員及び事務局）（～10月）
11	・農地台帳の郵送、回収及び整備
12	・農地パトロール結果に係る農地適正化状況等の取りまとめ（～1月）
3	・委員会活動点検・評価（HP等による公表）
随時	・農地法関係許可申請等に関する現地確認（委員、推進委員及び事務局） ・農地法関係許可申請等に関する事務 ・農地相談（権利移転・転用・相続・その他）事務 ・遊休農地に関する苦情対応・処理事務 ・農業員会会議録閲覧事務

## ■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	4,020	4,653	5,528
(内特定財源)		千円		1,251	2,720
人工	職員	人工	1.1	1.4	1.5
	会計年度 任用職員	人工	0.4	0.1	0.1
	計	人工	1.5	1.5	1.6

## ■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
農業関係証明等手数料	7	6-1-1(03) 農業委員会事業
【県補】 農業委員会補助金	187	6-1-1(03) 農業委員会事業
【県補】 農地利用最適化交付金	1,344	6-1-1(03) 農業委員会事業
【県補】 農業委員会交付金	1,097	6-1-1(03) 農業委員会事業
農業者年金業務委託手数料	81	6-1-1(03) 農業委員会事業
【雑入】 図面、用紙等売払収入	4	6-1-1(03) 農業委員会事業
合計	2,720	

## ■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
報酬	4,056	1,344	農地利用最適化交付金の活動に伴う報酬の上乗せ(農業委員会会長・委員・農地利用最適化推進委員 計16名分)

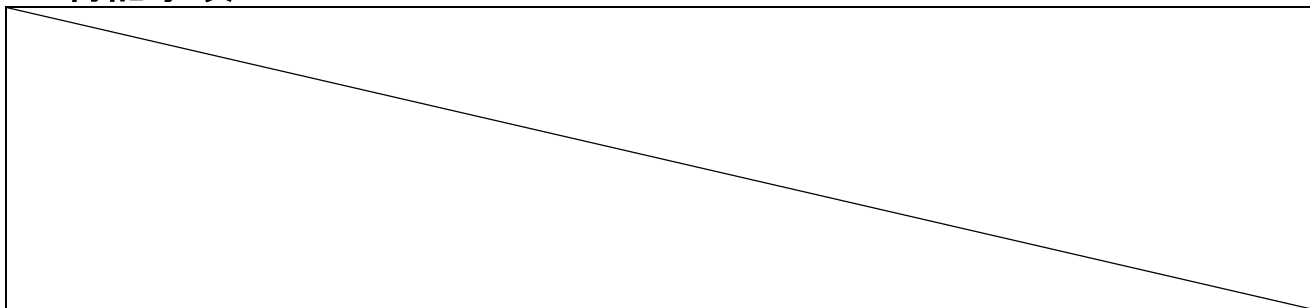
## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 遊休農地解消のため、11月から1月に掛けて農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施した。また、個々の遊休農地に対し農業委員会委員等と連携し有効活用ができる方法を検討した。  
畑地の有効活用については、県の農業改良普及課と連携し畑地利用をしたい新規就農者に対する相談を実施した。
- ・ 国が推進するシステム（農地情報公開システム（全国農地ナビ）と地理情報共通管理システム（デジタル地図）及び農林水産省共通申請サービスの連携システム）について、農地中間管理機構や愛知北農業協同組合、システム開発事業者からの情報や近隣市町の状況を収集した。また、本町単独システムである農地情報管理システム（非公開システム）との連携やこれまでに蓄積したデータを移行することで、国が推進するシステムへの一元化が可能かどうかシステム開発事業者に聞き取りした。

## ■ 評価

- ・ 農業委員会委員と連携し、利用頻度が少なく遊休農地化した苗田の農地復元に対する取組として、上小口の苗田所有者に対し担い手が農地を管理し集約することで、所有者の管理負担が軽減できることを提案し、概ね同意が得られた。また、株式会社東海理化が新たに進める農福連携事業で利用する農地について、所有者はもちろん、町や地域住民の困り事の一つである遊休農地を提案し、農福連携事業で有効活用してもらえるよう所有者の同意を得られるよう支援することができた。更には、有機栽培に取り組む新規就農者と所有者の同意を得る中で、畑地の遊休農地の有効活用に結び付けることができた。令和3年度に積極的に行ったこれらの取組は、根本的な解決が困難であったこの遊休農地の問題に対し、非常に有効な解決手法であり評価に値するものであると考えるため、今後も引き続き実施していきたい。
- ・ データの更新や遊休農地データの追加等手続きが必要である等、農地情報公開システムへの稼働には必要な情報収集は行ったが、近隣市町の農業委員会との調整や情報交換を行うとともに、愛知県や農業会議にも相談しながら、システム稼働、データ移行及び町内農地に関する様々な情報の一元管理に取り組んでいく必要がある。今後、法改正や制度改正の時期を見計らいながら限られた予算内でできることを最大限実施していくこととする。

## ■ 特記事項



# 令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	6
事業名	農業振興事業		

## ■基礎情報

目的	<p>農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。</p> <p>農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。</p> <p>食料自給率の向上を目指した農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地中間管理事業に関する業務</li> <li>・ 農業の担い手に対する支援</li> <li>・ 有害鳥獣の捕獲駆除</li> <li>・ 生産調整に対する補助に関する業務</li> <li>・ 遊休農地パトロール</li> <li>・ 利子補給等</li> <li>・ 猟友会(資格取得者)に委託</li> <li>・ 農振除外申出審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ れんげまつり開催</li> <li>・ ふれあい農園の管理運営及び交流会開催</li> <li>・ 農業ちやれん塾開催</li> <li>・ 農機具のレンタル事業</li> <li>・ 大口産米粉の普及啓発の強化</li> <li>・ 朝市会支援に関する事務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画マスタープランの土地利用計画に基づき農業振興地域整備計画を精査し、将来的に工業機能を誘導する区域については適正な手続きによる農用地利用計画の変更を行う一方、農業ゾーンについては優良農地に対する乱開発を抑止することで生産性の高い農用地を保全する必要がある。</li> <li>・ 水稻作付け担い手農家が安定した営農活動が行えるようサポートしていく中、農地を効率よく利用し生産性の向上を図る必要がある。</li> <li>・ 水稻・麦以外の作物についても、農業者が安定した営農活動が行えるようサポートしていく必要がある。</li> <li>・ 大口町産米粉の販売数が年々減少しているため、町 NPO 登録団体耕作くらぶと協働で、安定した供給と利用促進のための普及啓発に取り組む必要がある。</li> <li>・ 農業ちやれん塾については、講師との打ち合わせを密に行い、作付け等の体験だけでなく、勉強会を開催する中で受講生に効率よく学んでもらい、新たな農業者の発掘や自己所有農地の適正な管理保全に理解が得られるよう努める必要がある。また、塾生 OB に対しても、フォローアップ等の支援策を検討する必要がある。</li> <li>・ れんげまつりについては、れんげの播種、管理及びれんげまつり当日の運営等を下小口景観保存部会に委託することにより、団体独自のノウハウを活かしながら安定した運営が行えるようになってきている。</li> </ul>	

令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランの土地利用計画に基づく農業振興地域整備計画の精査と、工業ゾーンと農業ゾーンを的確に判断し、優良農地に対する乱開発を抑制することで生産性の高い農用地を保全する。</li> <li>担い手が、町内農地を有効利用できるよう、担い手の経営能力に合わせた農地配分を検討する等して支援する。また、各農家との話合いの場を設けて意見交換し、直面している問題等を聞き解消していく。更には、担い手の農業基盤の効率化を図るため、農地中間管理事業による交付金制度と利用権設定を活用し、更なる経営農地集約化を進める。</li> <li>水稲・麦以外の農業者の安定経営に関し、県の普及課及び農協と連絡を密にしサポートしていく。</li> <li>米粉販売箇所にも米粉を使ったレシピを掲示する等、耕作くらぶと協働で積極的なPRを行い、米粉の普及に努める。</li> <li>農業ちやれん塾の年間スケジュールを作成し、充実且つ計画的な受講内容による事業を運営する。また、受講生に対しても、事前に受講内容を知らせることにより、受講当日までの理解を深めるよう努める。また、塾生OBに対するフォローアップについて、就農状況等を把握し支援策を検討していく。</li> <li>引き続き、団体との協働開催により、老若男女、様々な世代が参加できるれんげまつりを計画する。また、これまでの反省等を活かし、友達と、あるいは家族で参加し、安全に楽しむことができるれんげまつりを計画し、更なる誘客増を目指す。</li> </ul>
---------------	---

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第2節	産業・経済				
成果指標	・担い手農家の経営農地面積						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
179.0ha	180.0ha	254.0ha	183.0ha	187.0ha	191.0ha	195.0ha	200.0ha

成果指標	・担い手農家への農地の利用集積率						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
35.0%	37.0%	50.0%	56.0%	62.0%	68.0%	74.0%	80.0%



## ■ 3年間の目標

目標						
	項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	<p>担い手農家の経営農地面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人・農地プランにおけるエリアの見直しを行い、担い手農家の経営農地の適正面積を確保する。また、新たな担い手の育成に努め、新規農業参入の際の経営農地を確保できるような農地所有者とのマッチング等を支援する。</li> </ul> <p>担い手農家への農地の利用集積率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人・農地プランにおけるエリアの見直しを行い、担い手農家への農地の利用集積率を高める。</li> </ul>
R5 年度	<p>担い手農家の経営農地面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4年度の計画に加え、新たに設立する新農業法人の経営農地面積を確保する。</li> </ul> <p>担い手農家への農地の利用集積率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4年度の計画に加え、新たに設立する新農業法人への農地の利用集積を進めながら、担い手農家への農地の利用集積率を高める。</li> </ul>

## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	・ 利用権設定事業事務
4	・ 転作確認（景観作物） ・ れんげまつり開催
5	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
7	・ 転作確認（水田確認） ・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
10	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
1	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
3	・ 農業振興対策事業補助金（交付事務等）
随時	・ 有害鳥獣事務（ワナ仕掛け、捕獲） ・ 農地中間管理事業（貸出農地と受け手のマッチング作業及び農地中間管理機構との協定に基づく事務手続き） ・ 多面的機能支払活動支援事業（農地とその周辺環境の保全を目的に活動する団体への交付金支払事務を含めた支援） ・ 遊休農地パトロール ・ ふれあい農園 ・ 大口町 NPO 登録団体耕作くらぶによる米粉普及活動 ・ 農業ちゃれん塾 ・ 農機具レンタル事業 ・ その他（朝市会支援に関する事務）

## ■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	50,474（内、旧農業企画事業 1,501）	12,160（内、旧農業企画事業 1,676）	15,567
（内特定財源）		千円		3,192（内、農業企画事業 491）	4,841
人工	職員	人工	1.5（内、旧農業企画事業 0.3）	1.5（内、旧農業企画事業 0.3）	1.5
	会計年度任用職員	人工	0.4	0.4	0.2
	計	人工	1.9（内、旧農業企画事業 0.3）	1.9（内、旧農業企画事業 0.3）	1.7

## ■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
【県補】園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金	975	6-1-3(03)農業振興事業
【県補】機構集積協力金	950	6-1-3(03)農業振興事業
【県補】農業人材力強化総合支援事業費補助金	2,250	6-1-3(03)農業振興事業
【県補】多面的機能支払交付金	540	6-1-3(03)農業振興事業
【県補】農業経営基盤強化資金利子補給金	1	6-1-3(03)農業振興事業
【雑入】農地中間管理事業受託収入	15	6-1-3(03)農業振興事業
ふるさとづくり基金繰入金	0	6-1-3(03)農業振興事業
【雑入】ふれあい農園入園料	110	6-1-3(03)農業振興事業
合計	4,841	

## ■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
農業人材力強化総合支援事業費補助金	2,250	2,250	令和2年度途中から対象農業者の申請が発生したため(令和2年度は補正対応) 皆増

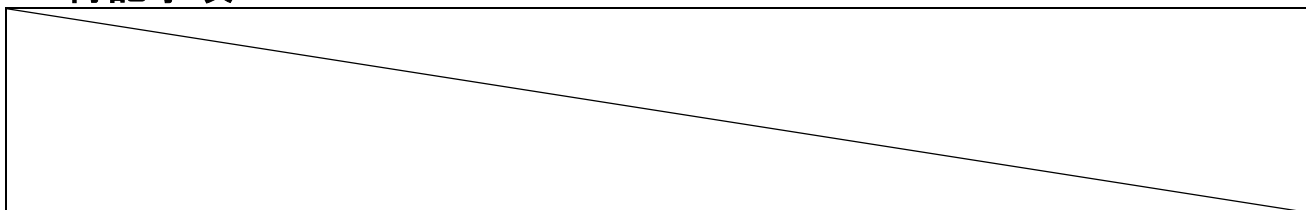
## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 国の制度である畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）及び水田活用の直接支払交付金制度をはじめとする農業経営所得安定対策について、適期に水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等営農計画書を整備し、認定農業者の申出に基づく申請及び交付手続きの支援を行った。また、認定新規就農者に対する農業次世代人材投資資金（経営開始型）の申請及び交付手続きの支援を行った。
- ・ 令和4年度に実施する農業振興地域整備計画の全体見直しを見据え、農業振興地域整備計画基礎調査を行った。
- ・ 生産調整や転作作物の産地確立及び景観作物の作付けによる地力の向上に資するための町単独補助金については、地域農業の振興や景観を踏まえた見直しを検討した中で、特に、コロナ禍の影響で令和3年産米価の大幅な下落を受けたことにより、町内のコメ農家の安定経営と生活を守るとともに、農地を守る担い手の離農を防ぐため、令和4年度の制度施行に向けて米価下落金対策支援補助金制度を検討し、補助金交付要綱の作成と令和4年度当初予算措置を講じた。その中で、平成5年度から実施してきた生産調整や転作作物の産地確立及び景観作物の作付けによる地力の向上に資するための町単独補助金を令和4年度は休止し、町内のコメ農家に対し米価下落緊急対策支援事業として補助金を令和4年度に交付することとした。また、現在下小口地区のみで実施している多面的機能支払交付金事業については、県に相談する中で町内農業法人の社員有志による任意組織でも対象となることが確認できたため、次年度以降の参加実施に向けて声掛けした。一方、れんげまつりや農業ちゃれん塾の開催、ふれあい農園の開設のほか、町 NPO 登録団体耕作くらぶと協働で行う農力造進事業については、コロナ禍において思うような取組ができなかった。

## ■ 評価

- ・ 国の制度である畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）及び水田活用の直接支払交付金制度をはじめとする農業経営所得安定対策や農業次世代人材投資資金（経営開始型）については、迅速かつ適正な事務処理の支援を行うことで、認定農業者や認定新規就農者等の申請及び交付手続きをスムーズに行うことができ、必要とする交付金の受給につながった。
- ・ 令和3年度に行った農業振興地域整備計画基礎調査の成果資料をもとに、令和4年度に実施する農業振興地域整備計画の全体見直しに役立てていく。
- ・ 生産調整や転作作物の産地確立及び景観作物の作付けによる地力の向上に資するための町単独補助金の見直しについては、近隣市町と比較しても水田が占める農地の割合が大きいため、令和3年産米価の大幅な下落により影響を考えた中で、米価下落緊急対策支援事業補助金交付要綱の制定と予算措置を講じたことは、町内のコメ農家の安定経営と生活を守るとともに、農地を守る担い手の離農を防ぐための対策ができたものと評価している。また、れんげまつり、農業ちゃれん塾、米粉のPRについては、コロナ禍においても事業効果が見込まれるよう、協働団体等と引き続きより良い方法を検討していく必要がある。

## ■ 特記事項



# 令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	7
事業名	農業法人設立事業		

## ■基礎情報

目的	<p>第7次大口町総合計画に掲げる戦略の一つである「活力ある産業づくり」を進める中で、志を持って「農工商」すべての事業に取り組み、殊に生命を守り育てるために一番必要な「農」を守り発展させるため、現代において農業が抱える高齢化や後継者不足等の諸問題を解決していく。</p>
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たな農業のあり方を調査・研究し、大口町の「農」を具現化する業務（新農業法人設立）</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個々の農業者の高齢化や後継者不足が加速していく中で、同様に、認定農業者も近い将来に迎える高齢化等の問題を秘めている。また、そうした中で町外事業者が町内農地に進出し、乱開発を進めていこうとする流れも加速していくと思われる。そこで、各種補助事業が廃止になった際、自立した営農活動が行えるかどうか等、様々な不安を抱える中で、将来を見据えた認定農業者のあり方、豊かな農地を維持管理し、遊休農地の拡大を抑制するための仕組みづくりを構築する必要がある。</li></ul>
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助事業は未来永劫継続するものではない。そこで、町外事業者による乱開発を未然に防止するとともに、町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制に向けて、農業者はもちろん、近い将来起こり得る認定農業者の高齢化や後継者不足の問題を未然に解消するため、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりを研究し、本町農業振興の核となる新農業法人（第三セクター等）の設立を目指す。</li></ul>

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第2節	産業・経済				
成果 指標	・担い手農家の経営農地面積						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
179.0ha	180.0ha	254.0ha	183.0ha	187.0ha	191.0ha	195.0ha	200.0ha

成果 指標	・担い手農家への農地の利用集積率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
35.0%	37.0%	50.0%	56.0%	62.0%	68.0%	74.0%	80.0%

## ■3年間の目標

目 標	・新農業法人を設立し、持続可能な農業の仕組みを確立する。						
項 目（単位）			R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
新農業法人設立						調査・研 究・設立・ 運用開始	定着（安定 経営）

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・持続可能な農業の仕組みとして設立する新農業法人運用開始
R5 年度	・持続可能な農業の仕組みとして設立する新農業法人の定着（堰堤経営）

## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新農業法人（第三セクター）設立・運用開始に係る業務</li> <li>持続可能な農業の仕組み（農業法人）づくりのための調査・研究</li> </ul> <p>           人材確保業務（役員・従業員）            資金調達業務（融資・資本金・補助金等）            商号調査業務（法務局調査・商号決定）            発起人会開催（役員等）            定款策定業務（定款策定・認証）            設立総会開催（役員・出資者等）            設立登記業務（法務局登記）            各種届出業務（税務署・県・町・労働基準監督署・公共職業安定所・年金機構等）         </p>
3	<p>持続可能な農業の仕組みの確立（農業法人設立）</p> <p>農地所有適格法人認定業務</p>

## ■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	/	/	1,000
（内特定財源）		千円			0
人工	職員	人工			1.0
	会計年度 任用職員	人工			0.0
	計	人工			1.0

## ■令和3年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金額	備考（充当先等）
合計		

## ■令和3年度計画額の主な増減

（新たな取組、臨時経費、廃止項目等）

（単位：千円）

項目（科目等）	計画額	増減額	内容
農業法人設立業務調査研究費	1,000	1,000	農業法人設立に向けた調査・研究 皆増

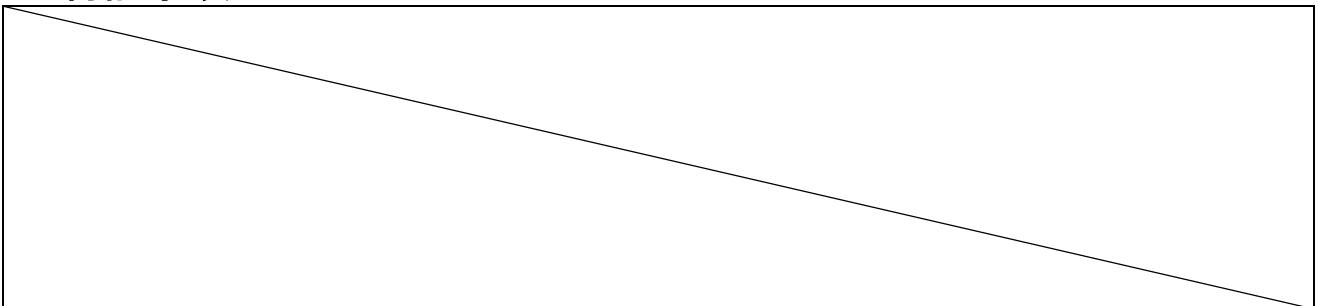
## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制に向けて、農業者はもちろん、近い将来起こり得る認定農業者の高齢化や後継者不足の問題を未然に解消するため、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりとして、農業振興の核となる新農業法人の設立に向けた調査・研究を町内の農業者とNPO団体代表が参加する新農業法人設立準備委員会を立上げ進めている。

## ■評価

- ・ 令和3年度中の新農業法人の設立には至らなかったが、新農業法人設立に向けた新農業法人設立準備委員会が立上り、町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりのため、農地保全事業、農地バンク事業、生産・研究事業の3つを新農業法人の主要事業とすることとなり、新農業法人設立に向けて一歩ずつではあるが近づく結果となった。

## ■特記事項





# 令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	8
事業名	観光振興事業		

## ■基礎情報

目的	<p>桜が咲く時期に多くの人を訪れるの五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整える。また、観光資源として広く周知する。</p> <p>既存の観光資源の他、観光資源となりうるものを Web 上にて随時更新しながら発信する。</p>		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 桜まつり関係業務</li><li>・ 観光全般に関する事務</li></ul>		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 桜が咲く時期の五条川は花見客でにぎわうため、飲食物等のごみが多く発生する。</li><li>・ 桜の開花時期が年によって異なるため、ライトアップの期間の調整が難しい。</li><li>・ 観光に関する問い合わせについて、ワンストップで案内できる材料がない。</li></ul>		
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 桜並木を気持ちよく鑑賞していただけるように、ゴミ箱設置や定期的な清掃により清潔な環境を保つ。</li><li>・ 桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認し、桜鑑賞に最適な時期にライトアップを行う。</li><li>・ 町ホームページから外部リンクした観光ページを活用し、観光資源の発信を行う。</li></ul>		

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第3節	情報発信・共有				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	・令和3年度に作成した観光パンフレットにより、五条川桜並木の花見客の満足度を高め、町内飲食店の集客に寄与する。					
	項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認しながら、適期に桜の開花情報等を発信する。
R5 年度	・桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認しながら、適期に桜の開花情報等を発信する。

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4	・桜まつりの開催
3	・次の桜まつり開催に向けた準備（ライトアップ委託、清掃等委託）
通年	・観光案内の更新

## ■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	5,753 (内、環境共生事業 5,693 一般管理事業 60)	6,722 (内、環境共生事業 6,107、一般管理事業 615)	6,837
(内特定財源)		千円		0	0
人工	職員	人工	0.2	0.2	0.5
	会計年度 任用職員	人工	0.1	0.1	0.1
	計	人工	0.3	0.3	0.6

## ■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
合計		

## ■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認しながら令和2年度に引き続きコロナ禍での開催であったが、桜まつりを開催した。ライトアップは集客を加速することから令和3年度は自粛したものの、桜並木を気持ちよく鑑賞していただけるようぼんぼりの設置とトイレの設置を行った。なお、自分の出したゴミは自分で持ち帰るという当たり前のマナーとして、ゴミ箱の設置や定期的な清掃は行わなかった。また、コロナ禍におけるマスク着用や飲食の自粛等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、桜観賞の主要区域に看板を設置した。
- ・ 観光事業全般に関しては、まずは桜並木にスポットを当てた観光客向けの観光パンフレット（紙媒体）を作成するため、まちねっと大口との協働委託契約を締結しながら打合せを重ねた。また、広く観光客に大口町の魅力を知ってもらい、大口町に来てもらうことを目的として、観光パンフレットを置いてもらえるかどうか最寄り駅や大型ショッピングセンターに依頼した。

## ■ 評価

- ・ 令和2年度は、ライトアップはもちろんぼんぼりの設置も行わなかったが、令和3年度はぼんぼりの設置とトイレを設置したことで、多くの方に大口町の魅力である五条川の桜並木を楽しんでもらえた。ゴミ箱の設置や定期的な清掃は行わなかったが、桜の鑑賞にみえた皆さんの協力のもと、ゴミが散乱することなくきれいな環境の中で花見を楽しんでもらえた。また、桜観賞の主要区域に看板を設置したことで、ほとんどの花見客がマスクを着用し、飲食を自粛したこともあり、桜まつりが原因で町民の皆さんに新型コロナウイルス感染症が広がることなく、苦情を受けることもなかったことは非常によかったのではないかと考える。
- ・ 観光事業全般に関しては、かねてから課題として挙がっていた観光パンフレット（紙媒体）がようやく完成し、最寄り駅や大型ショッピングセンターの協力により多くの方の目に留まる場所に設置することができた。桜の花見スポットをメインとした観光パンフレット（紙媒体）ではあるが、花見客に立ち寄ってもらえるよう町内飲食店の情報を掲載したことで、町内飲食店の誘客につながり、更にはまちの賑わい創出のきっかけになればよいと考える。

## ■ 特記事項

